

パネルディスカッション

医療機関における RI の安全取扱いに関する問題点について

P-1. 医療機関における RI の安全取扱いに関する問題点

厚生省医務局総務課

吉田 哲彦

医療機関において放射線を使用する場合には、医療法及び医療法施行規則によって、診療用放射線の使用が規制されている。またこのほかにも、原子力基本法に基づく放射線障害防止法等によっても法的規制が行われている。これらの法令は、20年程前に制定され、その後数度の改正をみて今日に至っている。ところが、近年、診療用放射線の使用形態が多様化し、また、使用数量も急激に増加していることから、前述の法令に意図された規制内容自体も、実情にそぐわぬものとなり、種々の問題点を顕在化させている。例えば、次のような問題が、現場の医療機関において日常の放射線管理上の問題として現実に見出だされる。

新しい放射性同位元素に対する許容濃度 (MPC) が未決定であること、診療・研究用の放射性同位元素と薬事法上の放射性医薬品の法的規制の問題、診療用放射線を一定の施設外で一時的に使用する場合の基準や施設設計基準などの不備、医療被曝及び二次被曝の問題、放射性廃棄物の処理処分の問題、サイクロトロンに関する事項等々、枚挙にいとまがない。

以上のようにざっと述べてみただけでも非常に多くの問題があることがわかる。これらの解決を図るためには、何を成すべきであるか？

これまでの法令をすべてオーバーホールし、慣例的に行なわれていた事項の法令内への名文化することが必要であることは言うまでもない。しかし、このような行政上の措置だけで、この問題が解決される訳ではなく、現実に放射線医療に携さわる現場の医師や技師が、この問題への一層の自覚と、改善への協力が期待されるのである。

P-2. 病院における放射線管理について

労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課

山崎柳太郎

1. 放射線管理についての法体系

- (1) 労働安全衛生法、労働安全衛生規則、電離放射線障害防止規則
- (2) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律
- (3) 医療法、医療法施行規則
- (4) 薬事法

2. 放射線管理の組織

(1) ライン主体型

長所；責任と権限の一体化、指示の徹底、監督の徹底

短所；利用目的との妥協、怠慢化、マンネリ化、知識の不足

(2) スタッフ主体型

長所；専門性、客観性、中立性の確保

短所；依存性の助長、監督の不徹底

3. 病院の実態に即した具体的推進

(1) 組織の活用

(2) 教育

(3) 点検管理

4. まとめ